

「先進的な資源循環投資促進事業」建築工事見積依頼にあたっての注意事項

本補助事業は、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、事業費の算出においても社会的にその適正な執行が強く求められていますので、公共事業の工事発注に基づいた積算をお願いします。

1. 見積りは建設業法の資格を持った事業者3者以上に依頼してください。

2. 建築工事に建築設備工事、建築電気工事等を原則含めてください。

※ 建築電気工事に受電設備を含む場合など、補助対象内外が含まれる可能性がある場合は注意してください。例えば、事務所棟に必要な電気設備は補助対象外となるので、受電設備の共通部分は補助対象内外に必要な電気容量の按分となるのでその比率が分かるように記載してください。

3. 見積もりの積算は原則として公共工事積算基準などに準じてください。

【参考】公共建築工事内訳書標準書式《国土交通省令和7年改訂》

[官庁営繕：公共建築工事見積標準書式 - 国土交通省](#)

(1) 労務単価

原則として国土交通省公共工事設計労務単価によること。

(建設物価：一般財団法人建設物価調査会及び積算資料一般財団法人経済調査会を含む)

(2) 工事費の積算

ア 国土交通省公共建築工事積算基準等によること。

・ 公共建築工事積算基準、公共建築工事共通費積算基準、公共建築工事単価積算基準、公共建築工事積算基準等資料、公共建築数量積算基準、公共建築設備数量等積算基準、公共建築工事 等

イ 環境省

別紙 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先端的設備導入推進事業）交付取扱要領

『7. 事業費の費目内容及び算定方法について』で定められている別表1

1 算定基準のⅣ 基準額のとおり

(3) 二次製品等の単価について

極力メーカーから見積もりを取らず、積算資料（経済調査会）、建築コスト情報（建設物価調査会）、建築施工単価等を使用し、積算してください。

4. 提出範囲

建築工事は、見積を依頼する三者以上に公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）《国土交通省令和5年改訂》の4ページ（種目別内訳）、5、6ページの（科目別内訳）、及び7～10ページの（中科目別内訳）まで、建築設備、建築電気は、同様に同書式の（設備工事編）の（種目別内訳）、（科目別内訳）及び（中科目別内訳）ま

で記載した見積書を提出させてください。

その結果、最安価な見積を提示した事業者は、建築工事は（種目別内訳）、（別紙明細）及び（細目別内訳）、（別紙明細、数量等）、建築設備、建築電気は、（設備工事編）の（細目別内訳）、（別紙明細）まで提出させてください。

また、積算をチェック出来る設計図書等を添付してください

5. 建築工事積算内訳書（例）

後日掲載します。